

中津商工会議所は健康経営を推進しています!

健康経営とは、従業員等の健康を「投資」とするに、健康保持・増進に積極的に取り組むことから、先述の健康経営の取組を進め、従業員の活力向上や生産性の向上を、生産性向上と一体的に推進することです。健康経営の推進は、従業員の活力向上や生産性の向上を、生産性向上と一体的に推進することです。健康経営の推進は、従業員の活力向上や生産性の向上を、生産性向上と一体的に推進することです。

飲食店事業者の皆さま必見です!

大分県「安心はおいしいプラス」認証制度推進事業費補助金のご案内

大分県では飲食店が取り組む感染防止対策を認証する制度を始めました。認証に必要な設備の整備費用に補助金を交付いたします。

- 補助対象事業者
 - 飲食店営業許可を受け、調理・加工・販売を行う事業者
 - ※テイクアウト・デリバリー専用の店舗は除く
 - ※宿泊者のみに食事を提供する宿泊施設は除く
- 補助対象設備
 - 1店舗あたり上限30万円(店内未舗装の店舗は、別途消費税込)
 - 対象者
 - ①食品衛生法第55条で規定した飲食店営業許可を受けたもの
 - ②安心はおいしいプラス認証制度を申請する方式



施設で実際に取り組み状況を確認し、認証基準を満たした店舗に認証ステッカーを交付します。

NPO法人中津まちづくり協議会 まちづくり応援助成金

「NPO法人 中津まちづくり協議会」は、若くて良い心身を持って、新しい中津を創り出すことを目指しています。この助成金を活用して、まちづくりの活動を支援いたします。

- 対象事業
 - ①まちづくりの活動(個人)について一方向とし、期間中継続して行うこと
 - ②活動の目的がまちづくりの推進に資すること
 - ③活動の成果がまちづくりの推進に資すること

中津の地域づくり・まちづくりを目的として活動する団体(個人)に対し助成金を交付します

NPO法人中津まちづくり協議会(中津まちづくり協議会)は、中津の地域づくりを目的として活動する団体(個人)に対し助成金を交付いたします。

- 対象者
 - ①中津の地域づくりを目的として活動する団体(個人)
 - ②中津の地域づくりを目的として活動する個人

お問い合わせ先

中津まちづくり協議会事務局

TEL 0979-22-2250

FAX 0979-22-2250

住所 〒871-0055 大分県中津市南1-1-1

URL <http://www.nakatsuki.or.jp>

申請方法

中津商工会議所・中津商工会事務局

中津市役所総合案内センター

中津市役所総務課

中津市役所総務課

『悩まず どんとこい労働相談』

全国一斉の「個別労働紛争処理制度周知月間」の取組として、大分県労働委員会では、解雇、賃金未払い、労働条件などの労働トラブルについて、電話、来所での相談を無料でお受けします。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

労働委員会は労使紛争を解決するための専門的な行政機関です

1. 期間：令和3年10月1日(金)～10月7日(木)
2. 受付時間：平日 9時～20時(来所の受付は19時まで)
 - 土・日 9時～17時(来所の受付は16時まで)
 - ※土・日曜日の来所の場合の出入り口は銀行本館東側前出口
3. 相談の方法：(1) 電話相談 097-536-3650 (相談専用ダイヤル)
 - 097-506-5251
 - 097-506-5241
 (2) 来所相談 大分県労働委員会事務局
 - 大分県大分市大字町3丁目1-1 (大分県庁舎本館3階)

なお、この期間以外でも、平日(9時～17時)であれば、随時労働相談を受け付けています。

～雇用のトラブル～ 『あっせん』で解決しませんか?

大分県労働委員会では、個々の労働者と事業者との間に発生した紛争を円滑・迅速に解決するための「あっせん」制度があります。

職場のトラブルでお困りの際は、ぜひご相談ください。

○大分県労働委員会とは?

「労働者と使用者との間のトラブル」を解決するための専門的な行政機関です。公益委員(弁護士等)、労働委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)で構成されています。

○大分県労働委員会の「あっせん」とは?

- ①「あっせん員」が労働者と使用者双方の主張を聴き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。
- ②「あっせん員」は労働問題の専門家であり、経験豊富な公労使の三者委員により構成されています。
- ③簡易・迅速・無料・秘密厳守で紛争の解決をお手伝いします。

○相談の方法

- ・電話相談 097-536-3650 (相談専用ダイヤル)
- ・来所相談 大分県労働委員会事務局 (大分県庁舎本館3階)

平日(9時～17時)は随時労働相談を受け付けていますので、まずはお気軽にご相談ください。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの?

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度
- 2 掛金は全額所得控除
- 3 受取時も税制メリット

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
- 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
- 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模企業共済 検索 www.smrj.go.jp/skyosai

経営改善を図るなら！ マル経融資のご案内 （小規模事業者経営改善資金）

小規模事業者のみならず、事業用資の借入を検討されている場合、当所として最もお勧めのマル経融資制度は、「小企業等経営改善資金（通称マル経融資）」です。

この制度は、商工会議所が行う経営指導に基づき、事業用資金を商工会議所が推薦し、無担保・無保証で日本政策金融公庫が融資するものです。

融資対象となる事業規模は従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以上）の法人、個人事業者の方（小規模事業者）に拡大され、融資限度額も2,000万円となりました。（平成26年1月7日から）サービス業のうち、宿泊業、娯楽業

審査会の開催日程と推薦依頼日の兼ね合いによっては、決定までに時間がかかることがあります。

審査会の開催日程と推薦依頼日の兼ね合いによっては、決定までに時間がかかることがあります。

生命共済にご加入の おすすめ

役員および従業員の福利厚生制度に活用

生命共済制度は、会員の生命の安全を確保し、中津商工会議所が推進している福祉事業のひとつです。保険としての保障に加え、大分県商工会議所連合会独自の見舞金・祝金制度を備えており、多くの事業所様にお役立ただいております。

いつ何が起こるか分からない社会の中で、従業員に生活を保障し、勤務意を高めて、事業の安定を図ることは、目的とした生命共済制度は、現代における病や大生活習慣病による病増加に対する生存保障など、次のような優れた特色を備えております。

①不慮の事故による通院

②不慮の事故による通院

■保障内容【2口コースの場合】	
お支払い事由	保険金額・給付金額(定期保険(団体型))
死	所定の不慮の事故により死亡されたとき(死亡保険金+災害保険金) 500万円
亡	上記以外の事由により死亡されたとき(死亡保険金) 100万円
入院・治療	所定の不慮の事故により入院されたとき(入院給付金) 一日につき3,000円(1日以上60日限度)
	ガンにより入院されたとき(ガン入院一時金) 4万円
	6大生活習慣病により入院されたとき(6大生活習慣病入院一時金) 2万円
	がん治療を直接の目的とした先進医療による療費を受けたとき(ガン先進医療一時金) 10万円

※記載の内容は生命共済制度の内容の一部を記載したものです。ご加入にあたっては、パンフレット・重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご確認ください。

■大分県商工会議所連合会独自の給付制度の内容	
給付内容	給付金額
事故通院見舞金	ご契約の給付金額(最大30,000円)
結婚祝金	2口以上、一律10,000円
出産祝金(女性本人のみ)	2口以上、一律10,000円
成人祝金	2口以上、一律10,000円
日本商工会議所・東京商工会議所 検定3級以上合格祝金	一律5,000円
病氣入院見舞金	10日以上 ご契約の給付金額(最大10,000円)
	20日以上 ご契約の給付金額(最大20,000円)
PET(ペット)健診助成金	ご契約の給付金額(最大10,000円)
75歳満了時記念品	記念品贈呈

※大分県商工会議所連合会独自の給付制度は、運営費の一部によつてまかなわれます。詳細については、「生命共済 見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

●運転資金として...仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなどに
●設備資金として...工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入などに

●詳細な内容につきましては、お電話にてお問い合わせください。

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資額	2,000万円以内	
ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内(1年以内)	10年以内(2年以内)
利率 (令和3年6月現在)	1.21%(固定) ※利率は、金融情勢によって変動します。	
担保など	無担保・無保証人	
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ◆常時使用する従業員(役員・専従者・パートを除く)が、商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外).....5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業.....20人以下 製造業・その他.....20人以下 ◆商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている ◆最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を営んでいる ◆納期に到来している税金をすべて完納している ◆日本政策金融公庫の融資対象業種である 	

- 添付書類
- 法人企業
 - ①前期・前々期の決算書(決算後6ヶ月を越えているものは最近の試算表)
 - ②前期・前々期の税務署受付印のある確定申告書(控)
 - ③法人税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ④登記事項証明書
 - ⑤見積書、契約書など
 - 個人企業
 - ①前期・前々期の青(白)色決算書(控)
 - ②前期・前々期の税務署受付印のある確定申告書(控)
 - ③所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ④見積書、契約書など
- ※融資額が1,500万円を超える場合は別途、事業計画書が必要です。

経営者の退職金・節税対策にも有効です 小規模企業共済制度のご案内

将来の備えと節税

1. 安心・確実?

2. 制度に加入できる人

3. 毎月の掛金はどのくらい?

4. 掛金は税引後の金額で支払うのか?

5. 共済金の受取り方法

6. 共済金の受取りは、一括・分割(10年・15年)のいずれかを選択できるのか?

7. 事業資金も借り入れられるのか?

正しい記帳は経営安定の第一歩 はじめてみませんか?

税務申告や経営状態の把握のために日々帳簿をつける必要があり、日々のお金の出入れをきちんと管理して記録していくのは大変なことです。専門知識がなければ処理方法がわからない部分も数多く生じます。手間も人も専門知識も必要とする経理事務を代行するのが記帳代行です。毎月の取引を当所指定の日計表に記入して、毎月10日提出するだけで、元帳・残高試算表・各月の売上比較表を作成します。総勘定比較への監記や残高試算表を作成することは、20分程度かかり直接売上上につながらません。

また青色申告の特典は、65万円の特典が受けられるため、節税につながります。

●青色申告で最大55万円の特別控除を受けられます。
○T・A等による申告でさらにプラス10万円の特別控除を受けられます。
●毎月の試算表を作成、融資や借入れがスムーズに行きます。
●希望により、経営指導員による経営相談も可能です。

平成26年より白色申告事業者においても帳簿の保存(7年以内)が必要となり、記帳代行を利用して、帳簿の整理と青色申告を目指します。

記帳代行に関する詳細な内容につきましては、中津商工会議所中小企業相談所までお問い合わせください。

項目	料 金
記帳代行料	毎月 7,500円(税込) ※前年分の資料を2月以降に提出したものは月額8,000円
決算代行料	記帳代行先: 21,000円(税込) / 記帳代行先以外: 25,000円(税込)
消費税代行料	本則課税 記帳代行先: 11,000円(税込) / 記帳代行先以外: 22,000円(税込)
	簡易課税 記帳代行先: 5,500円(税込) / 記帳代行先以外: 11,000円(税込)
営業日誌(日計表)	1冊 400円(税込)

*記帳代行・決算代行は各事業所に沿ったサービスを提供しております。まずはお気軽にご相談ください。

課税される所得金額	加入前の税額(a)			加入後の税額(b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円

※1 「課税される所得金額」とは、その年の総所得金額から、基礎控除、控除除、社会保険料控除等の控除を受けた後の、課税の対となる額になります。

※2 詳細は、令和元年1月1日現在の税率に基づき、所得額が従業員特別所得控除を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円以上となります。

※3 節税額の計算については、中小規模ホームページ「加入シミュレーション」をご利用ください。
(http://www.smj.go.jp/skyosal/simulation/)

5. 共済金の受取り方法

6. 共済金の受取りは、一括・分割(10年・15年)のいずれかを選択できるのか?

7. 事業資金も借り入れられるのか?

8. 共済金の受給権は?

9. 共済金の受給権は?

10. 共済金の受給権は?

「やばはく」始まる

懸賞ナンプレ

	1	4		5	
	6	1	2		
9					4
3	2	9			4
	7				2
	5		8	3	6
5					
		3	2	5	
		3		7	6

【応募方法】問題のA+B(黄色いマス)の合計と住所・氏名・電話番号・事業所名を明記して下記の宛先もしくはFAXにてご応募ください。

宛先 中津商工会議所「懸賞ナンプレ」プレゼント係
締切 2021年10月12日(火)必着

「やばはく」始まる

植物初心者でも簡単に育てられる

「多肉植物寄せ植え(かご)」をプレゼント!!

7月14日(日)開催の「やばはく」の懸賞ナンプレの答えは14です。

懸賞ナンプレ 解答 14

7月号の懸賞ナンプレの答えは14です。懸賞ナンプレの答えは14です。

【応募方法】問題のA+B(黄色いマス)の合計と住所・氏名・電話番号・事業所名を明記して下記の宛先もしくはFAXにてご応募ください。

宛先 中津商工会議所「懸賞ナンプレ」プレゼント係
締切 2021年10月12日(火)必着

「やばはく」始まる

「やばはく」始まる

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」始まる

「やばはく」始まる

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」始まる

「やばはく」始まる

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」始まる

「やばはく」始まる

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

日本遺産の耶馬溪体感を

「やばはく」始まる

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」始まる

「やばはく」始まる

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」始まる

「やばはく」始まる

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」始まる

「やばはく」始まる

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」始まる

「やばはく」始まる

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」始まる

「やばはく」始まる

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。

「やばはく」は、健康経営を推進するための取り組みです。

健康経営とは、従業員の健康を維持・増進し、生産性を向上させることです。



アクサ生命

病気やケガに一生備えたい方も、特にガンが心配な方も、
必要な保障にあわせて保険をお選びいただけます。

あなたのため、
大切な人のために。



AXA-A1-1903-0444/9F7

アクサの医療保険シリーズ

短期入院や通院、最新の医療事情に
対応した一生涯の医療保険
医療治療保険（無解約払いもどし金型）

アクサの
一生保障の医療保険

スマート・ケア

持病のある方や、過去に
入院・手術をされた方へ
限定告知型終身医療保険
（無解約払戻金型）

アクサの
一生保障の医療保険
スマート・ケア
with You

変化するさまざまな
ガン治療に備えたい方へ
ガン治療保険
（無解約払いもどし金型）

アクサの
治療保障のガン保険
マイセラピー

高額になりがちな先進医療に備えたい方は、先進医療の特約をプラスできます。

先進医療
まるごと
サポート

先進医療給付特約(12) 限定告知型先進医療給付特約 ガン先進医療給付特約(12)
給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

●お引受けには所定の条件があります。本掲載商品をご検討の際には「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」
「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ（弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など）を共済制度／福祉制度
でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社 大分支社 中津営業所
〒871-0058 大分県中津市豊田町2-423-10 吉岡ビル4F TEL 0979-24-1190